

## 約 40 年ぶりの相続法の大改正

### — 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律 及び法務局における遺言書の保管等に関する法律 —

鈴木 達也

(法務委員会調査室)

1. はじめに
2. 改正の背景及び経緯
3. 両法律の概要
4. 参議院法務委員会における主な議論
5. おわりに

#### 1. はじめに

平成 30 (2018) 年 7 月 6 日、第 196 回国会において、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案（閣法第 58 号。以下「相続法改正案」という。）及び法務局における遺言書の保管等に関する法律案（閣法第 59 号。以下「遺言書保管法案」という。）が、参議院本会議において可決され、成立した。そして、同年 7 月 13 日、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 72 号。以下「改正相続法」という。）及び法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成 30 年法律第 73 号。以下「遺言書保管法」という。）として公布された。

これにより、昭和 55 (1980) 年の配偶者の法定相続分の引上げ、寄与分制度の新設等を主な内容とする相続法（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 5 編（相続）をいう。以下同じ。）の改正から約 40 年ぶりに、相続法の大きな改正が行われたことになる。

本稿では、改正の背景及び経緯、両法律の概要並びに参議院法務委員会における主な議論を紹介する。

#### 2. 改正の背景及び経緯

##### (1) 民法の構成と相続法のこれまでの主な改正

###### ア 民法の構成

民法は、私法の一般法といわれ、私人間の法律関係に適用される最も一般的な法律であり、「第1編 総則」、「第2編 物権」、「第3編 債権」、「第4編 親族」及び「第5編 相続」の5編から構成されている。このうち、「第2編 物権」（物権法）及び「第3編 債権」（債権法）は講学上財産法と呼ばれ、「第4編 親族」（親族法）及び「第5編 相続」（相続法）は家族法と呼ばれている。

なお、「第1編 総則」は、物権法、債権法、親族法及び相続法の全てに共通する一般的規定である。

## イ 相続法のこれまでの主な改正<sup>1</sup>

明治31（1898）年、民法の「第5編 相続」は、「第4編 親族」とともに公布され（明治31年法律第9号）、同年、既に公布されていた「第1編 総則」、「第2編 物権」及び「第3編 債権」（明治29年法律第89号）とともに施行された。そのうち、相続法については、現在に至るまで何回か大きな改正が行われている。戦後における相続法の主な改正は、以下のとおりである。

### （ア）昭和22（1947）年改正

日本国憲法の制定に伴い大きく改正され、家督相続制度<sup>2</sup>の廃止、配偶者の相続権の確立などの改正がされた。また、この改正により、「第5編 相続」は、「第4編 親族」とともに平仮名口語体に改められた。

### （イ）昭和37（1962）年改正

#### a 代襲相続制度の見直し

（a）被相続人と相続人となるべき者（被代襲者）が養子縁組をした時点で既に出生していた被代襲者の子（被相続人とは親族関係がない子）が代襲相続することができることと解釈される余地があったが、代襲者は被相続人の直系卑属でなければならないものと明記することにより、養子縁組前に出生した被代襲者の子の代襲相続が否定された。

（b）被代襲者が相続権を失った時に既に胎児として存在していた者の代襲相続を認めた当時の民法第888条第2項の規定によって、被代襲者が相続権を失った時に代襲者が未だ胎児としても存在しない場合には代襲相続人となり得ないと考えられていたが、同項を削除して、被代襲者が相続権を失った後に出生した子や縁組をした養子でも代襲相続することができることとされた。

#### b 相続の限定承認・放棄の見直し

（a）詐欺、強迫による相続の限定承認・放棄の取消しの方法については、明文の規定がなかったが、家庭裁判所に申述して行うことが明記された。

（b）相続の放棄の効果について、「数人の相続人がある場合において、その一人が放棄

<sup>1</sup> 法制審議会民法（相続関係）部会（以下「部会」という。）第1回会議（平成27年4月21日）・参考資料2参照

<sup>2</sup> 家督相続とは、家の制度を前提とする民法旧規定において、戸主の地位を承継する身分相続のことをいう。

したときは、その相続分は、他の相続人の相続分に応じてこれに帰属する。」という規定（当時の民法第939条第2項）があったため、放棄された相続分がどのように他の相続人に帰属するのか（特に子が放棄したときに配偶者にも帰属するかどうか）について解釈が分かれていたが、同規定が削除されて第939条全体が改められ、相続の放棄をした者はその相続に関しては初めから相続人とならなかったものとみなすこととされた。

### c 特別縁故者への分与制度の新設

当時の民法が相続人の範囲を近親者に限定していたことから、相続人の不存在により相続財産が国庫に帰属する事例が出るようになったことを受け、そのような事態を回避するため、特別縁故者<sup>3</sup>に対する財産分与の制度が新設された。

## （ウ）昭和55（1980）年改正

### a 配偶者の法定相続分の引上げ

配偶者の法定相続分について、子と相続する場合は3分の1、直系尊属と相続する場合は2分の1、兄弟姉妹と相続する場合は3分の2とされていたが、それぞれ2分の1、3分の2、4分の3に引き上げられた。

### b 寄与分制度の新設

相続人間の実質的な衡平を図る目的で寄与分<sup>4</sup>の制度が新設された。

### c 代襲相続制度の見直し

兄弟姉妹が相続人となる場合の代襲相続人の範囲について、従来は特に制限がなかったが、兄弟姉妹の子（被相続人から見て甥・姪）までに制限された。

### d 遺産分割の基準の見直し

遺産分割を行う際の基準として、従前は「遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の職業その他一切の事情を考慮」とされていたが、相続人について考慮すべき事情の例示として「職業」のほかに「年齢」と「心身の状態及び生活の状況」が加えられた。

### e 遺留分の見直し

従前は、直系卑属のみが相続人であるとき又は直系卑属及び配偶者が相続人であるときの遺留分は2分の1、その他の場合の遺留分は3分の1とされていたことから、（a）配偶者のみ、（b）配偶者及び直系尊属、（c）配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときの遺留分はいずれも3分の1であったが、配偶者の法定相続分の引上げに伴って、上記（a）～（c）における遺留分がいずれも2分の1に引き上げられた。

## （エ）平成11（1999）年改正

聴覚・言語機能障害者が、手話通訳等の通訳又は筆談により公正証書遺言<sup>5</sup>をすること

<sup>3</sup> 被相続人と生計を同じくしていた者、被相続人の療養看護に努めた者その他被相続人と特別の縁故があった者のことをいう（民法第958条の3）。

<sup>4</sup> 被相続人の財産の維持又は増加に特別の寄与をした共同相続人があるときに、その共同相続人の相続分に加えられるもの（民法第904条の2）。

<sup>5</sup> 公正証書による遺言をいう（民法第969条）。

ができるようになった。

また、口頭主義を原則とする秘密証書遺言<sup>6</sup>、死亡危急者遺言<sup>7</sup>等についても、聴覚・言語機能障害者が「通訳人の通訳」によりできるようになった。

#### (オ) 平成 25 (2013) 年改正

第 900 条第 4 号ただし書のうち、嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の 2 分の 1 とする部分を削除した<sup>8</sup>。

### (2) 法制審議会への諮問に至る経緯及び法制審議会における審議の経過

#### ア 法制審議会への諮問に至る経緯

相続法については、昭和 55 年に配偶者の法定相続分の引上げ、寄与分制度の新設等の法改正がされて以来、大きな見直しがされてこなかったが、その間にも社会の高齢化が進展し、相続開始時点で相続人（特に配偶者）の年齢が従前より高齢化していることに伴い、配偶者の生活保障の必要性が相対的に高まり、子の生活保障の必要性は相対的に低下しているとの指摘がされていた。また、要介護高齢者の増加による相続と療養看護の在り方の問題や、高齢者の再婚の増加による家族形態の変化が見られ、法定相続分に従った遺産の分配では実質的な公平を図ることができない場合が増えているとの指摘もされていた。

前述のような相続を取り巻く社会情勢の変化が見られる中、平成 25 年 9 月 4 日、最高裁判所大法廷が、民法第 900 条第 4 号ただし書の「嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の 2 分の 1」とする部分を違憲とする決定をした。

これを受けて、政府は、第 185 回国会に嫡出子と嫡出でない子の相続分の同等化を図るための民法改正案を提出し、同年 12 月 5 日、同法案は「民法の一部を改正する法律」（平成 25 年法律第 94 号）として成立した。しかし、その審議過程において、各方面から、改正が及ぼす社会的影響に対する懸念や配偶者保護の観点からの相続法制の見直しの必要性など、様々な問題提起がなされた。

そこで、法務省は、相続法制の在り方について検討を進めるため、民法の研究者や一般有識者等の協力を得て、平成 26 (2014) 年 1 月に「相続法制検討ワーキングチーム」（以下「ワーキングチーム」という。）を設置した。

ワーキングチームは、平成 27 (2015) 年 1 月までの間、計 11 回にわたり検討を行い、主に①被相続人の配偶者の居住権の保護、②配偶者の貢献に応じた遺産分割の実現、③寄与分制度の見直し、④遺留分制度の見直しについて検討し、同年 1 月 28 日にその結果を「相続法制検討ワーキングチーム報告書」<sup>9</sup>として取りまとめた。

<sup>6</sup> 遺言者が遺言証書に署名・押印して封印し、それを公証人及び 2 人以上の証人の前に提出して自己の遺言書である旨及び氏名・住所を申述し、公証人がその証書が提出された日付及び遺言者の申述を記載し、遺言者及び証人とともに署名・押印したものをいう（民法第 970 条）。

<sup>7</sup> 死亡の危急に迫った者が行う特別の方式の遺言で、証人に遺言の趣旨を口授して行うもの（民法第 976 条）。

<sup>8</sup> 当該部分を違憲とする最高裁判所大法廷決定（平成 25 年 9 月 4 日）によるものである。

<sup>9</sup> 部会第 1 回会議・参考資料 1 <<http://www.moj.go.jp/content/001143586.pdf>>（以下、URL の最終アクセ

同報告書は、後述の法制審議会民法（相続関係）部会第1回会議に参考資料として配布された。

## イ 法制審議会における審議の経過

平成27年2月24日の法制審議会第174回会議において、法務大臣から、「高齢化社会の進展や家族の在り方に関する国民意識の変化等の社会情勢に鑑み、配偶者の死亡により残された他方配偶者の生活への配慮等の観点から、相続に関する規律を見直す必要があると思われるので、その要綱を示されたい」との諮問（第100号）がされ、その調査審議のため、民法（相続関係）部会（部会長：大村敦志東京大学大学院法学政治学研究所教授。以下「部会」という。）が設置された。部会では、同年4月から、前記①～④の論点に加え、⑤相続人以外の者の貢献の考慮、⑥預貯金等の可分債権の取扱い、⑦遺言等の論点について調査審議が進められ、平成28（2016）年6月21日の第13回会議において、「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案」<sup>10</sup>（以下「中間試案」という。）が取りまとめられた。

中間試案については、同年9月末までパブリック・コメント手続が行われ、167件の意見があった<sup>11</sup>。パブリック・コメントでは、配偶者の法定相続分を引き上げる案に反対する意見が多数を占めたほか、配偶者の長期居住権の新設や、相続人以外の者の介護等の貢献を考慮して、相続人に対する金銭請求を認める案についても賛否が分かれた<sup>12</sup>。

パブリック・コメントの結果を踏まえ、部会は、更なる審議を進め、平成29（2017）年7月18日の第23回会議において、遺産分割等に関する見直し及び遺留分制度に関する見直しを内容とする「中間試案後に追加された民法（相続関係）等の改正に関する試案（追加試案）」<sup>13</sup>（以下「追加試案」という。）が取りまとめられた。

追加試案については、同年8月1日から9月22日までパブリック・コメント手続が行われ、57件の意見があった<sup>14</sup>。パブリック・コメントでは、現物支給の規律について以外は、追加試案の考え方に賛成する意見が大勢又は多数を占めたが<sup>15</sup>、相続開始後の共同相続人による財産処分については、反対する意見も複数あったため、別案が示され、当該別案を基に検討が進められることとなった。

---

スの日付はいずれも平成30年10月11日。）

<sup>10</sup> 法務省ホームページ<<http://www.moj.go.jp/content/001201997.pdf>>

<sup>11</sup> 部会第14回会議（平成28年10月18日）・参考資料7『「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案」に関する意見募集の結果について』<<http://www.moj.go.jp/content/001207260.pdf>>参照

<sup>12</sup> 部会第14回会議・参考資料8「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案に対して寄せられた意見の概要」<<http://www.moj.go.jp/content/001207261.pdf>>及び部会第15回会議（平成28年11月22日）・参考資料9『「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案」に対して寄せられた意見の概要（詳細版）』<<http://www.moj.go.jp/content/001209671.pdf>>参照

<sup>13</sup> 法務省ホームページ<<http://www.moj.go.jp/content/001231522.pdf>>

<sup>14</sup> 部会第24回会議（平成29年10月17日）・参考資料『「中間試案後に追加された民法（相続関係）等の改正に関する試案（追加試案）」に関する意見募集の結果について』<<http://www.moj.go.jp/content/001238839.pdf>>参照

<sup>15</sup> 部会第25回会議（平成29年12月19日）・参考資料『「中間試案後に追加された民法（相続関係）等の改正に関する試案（追加試案）」に対して寄せられた意見の概要（詳細版）』<<http://www.moj.go.jp/content/001244450.pdf>>参照



部会は、パブリック・コメントの結果を踏まえて更に審議を進め、平成 30 年 1 月 16 日の第 26 回会議において、「民法（相続関係）等の改正に関する要綱案」<sup>16</sup>を全会一致で決定した。

同年 2 月 16 日に開催された法制審議会第 180 回会議においては、部会における審議の経過及び結果の報告がなされた上、民法（相続関係）等の改正に関する要綱案が全会一致で原案どおり決定され、同日、法務大臣に答申された。

### （3）両法律案の提出と成立

政府は、法制審議会の答申を踏まえ、平成 30 年 3 月 13 日（第 196 回国会）、相続法改正案及び遺言書保管法案を衆議院に提出した。前述のとおり、両法律案は同年 7 月 6 日に成立し、同月 13 日に公布された。

## 3. 両法律の概要

### （1）改正相続法

#### ア 民法の一部改正

##### （ア）配偶者の居住の権利の創設

配偶者が、終身又は一定期間、無償で被相続人の財産に属した建物の使用及び収益をすることができる権利（配偶者居住権）を創設し、遺産分割又は遺贈により、これを取得することができる旨の規定を設ける。

##### （イ）遺産分割前の預貯金の払戻しを認める方策

各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち、一定額については、他の共同相続人の同意を得ることなく、単独で払戻しをすることができる旨の規定を設ける。

##### （ウ）自筆証書遺言の方式緩和

自筆証書遺言<sup>17</sup>の要件を緩和し、自筆証書に相続財産の全部又は一部の目録を添付する場合には、その目録については自書することを要しない旨の規定を設ける。

##### （エ）遺留分減殺請求権の金銭債権化

遺留分減殺請求権の行使によって当然に物権的効果が生ずるとされている現行法の規律を見直し、遺留分侵害額請求権の行使によって遺留分侵害額に相当する金銭債権が生ずる旨の規定を設けるとともに、受遺者又は受贈者の請求により、金銭債務の全部又は一部の支払につき裁判所が期限を許与することができる旨の規定を設ける。

##### （オ）共同相続における権利の承継の対抗要件

相続させる旨の遺言等により承継された財産については、登記等の対抗要件なくして第三者に対抗することができることとされていた現行法の規律を見直し、法定相続分を超える権利の承継については、対抗要件を備えなければ第三者に対抗することができないようにする。

##### （カ）特別の寄与の制度の創設

<sup>16</sup> 法務省ホームページ<<http://www.moj.go.jp/content/001246034.pdf>>

<sup>17</sup> 遺言者が遺言の全文、日付及び氏名を自書し、これに押印する方式の遺言をいう（民法第 968 条）。

相続人以外の被相続人の親族が、被相続人の療養看護等を行った場合に、一定の要件のもとで相続人に対して金銭請求をすることができる制度を創設する。

#### イ 家事事件手続法の一部改正

預貯金債権の仮分割の仮処分に限り、遺産分割前の保全処分の要件を緩和する旨の規定を設ける。

#### ウ 施行期日

この法律は、公布の日（平成30年7月13日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、ア（ウ）（自筆証書遺言の方式緩和）については公布の日から起算して6月を経過した日、ア（ア）（配偶者の居住の権利の創設）については公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### （2）遺言書保管法

ア 遺言者は、法務局（法務大臣の指定する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所をいう。以下同じ。）に、民法第968条に定める方式による遺言書（無封のものに限る。）の保管を申請することができる。

イ 遺言者は、遺言書を保管している法務局に対し、遺言書の返還又は閲覧を請求することができる。

ウ アの申請及びイの請求は、遺言者が自ら法務局に出頭して行わなければならない。

エ 何人も、法務局に対し、次に掲げる遺言書（その遺言者が死亡している場合に限る。）等について、その遺言書を保管している法務局の名称等（保管されていないときは、その旨）を証明する書面の交付を請求することができる。

（ア） 自己が相続人である被相続人の遺言書

（イ） 自己を受遺者又は遺言執行者とする遺言書

オ エの（ア）及び（イ）に規定する者は、当該（ア）及び（イ）の遺言書を保管している法務局に対し、その遺言書の閲覧を請求することができる。

カ エの（ア）及び（イ）に規定する者は、法務局に対し、当該（ア）及び（イ）の遺言書に係る画像情報等を証明した書面の交付を請求することができる。

キ 法務局は、オの閲覧をさせ又はカの書面を交付したときは、相続人等（オ又はカの請求をした者を除く。）に対し、遺言書を保管している旨を通知しなければならない。

ク アにより保管されている遺言書については、検認に係る民法の規定（第 1004 条第 1 項）は適用しない。

#### ケ 施行期日

この法律は、公布の日（平成 30 年 7 月 13 日）から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 4. 参議院法務委員会における主な議論

#### (1) 改正全般

##### ア 相続法改正の背景及び意義

今回約 40 年ぶりに相続法が大きく改正される背景及び意義について、法務大臣から「我が国の平均寿命は、この 40 年間だけでも男性は約 7 歳、女性は約 9 歳長くなっており、その上で社会の少子高齢化が進展するという状況が起きている。高齢者間の再婚なども増加しているなど、相続を取り巻く社会経済情勢については大変大きな変化が生じていると考えている。特に、平均寿命が長くなったことに伴い、相対的に相続開始時における配偶者の年齢も高くなっており、高齢の配偶者の生活を保護する必要性が大変高まっていると認識している。今回の相続法の見直しにおいては、残された配偶者の生活に配慮するという観点から配偶者の居住の権利を保護するための方策等を設けるほか、遺言を利用しやすくする観点から自筆証書遺言の要件緩和などを内容としており、まさに社会経済情勢の変化等に対応した制度に改めるものと考えている」旨の答弁があった<sup>18</sup>。

##### イ 生涯未婚率の増加及び少子化の深刻化と相続法

生涯未婚率の増加や少子化の深刻化に鑑みて法律婚や親族制度を前提にしない相続制度を考えることについて、法務大臣から「生涯未婚率の増加、少子化といった社会情勢が大きく変化する中で、相続人が誰もいないという場合や、また生前に疎遠であった者が相続人となる場合が増加する可能性については大変高くなるのではないかと考えている。このような場合においては、法律上の身分関係等に基づきその財産を承継させるのではなく、生前における実質的な人間関係等を考慮してその財産を承継させる方が被相続人の意思に合致し、また財産の維持又は増加に寄与した者にその財産を承継させることにつながるケースもあると考えられる。もっとも、このような相続の在り方については、被相続人の意思に基づき財産の帰属等を定める制度である遺言制度の活用によって、現行法の下でも実現することができるものと考えている。そのような意味においては、この遺言制度は、家族の在り方が多様化している日本の社会において今後ますますその重要性が高まっていくのではないかと考えている」旨の答弁があった<sup>19</sup>。

<sup>18</sup> 第 196 回国会参議院法務委員会会議録第 19 号 1 頁（平 30. 6. 28）

<sup>19</sup> 第 196 回国会参議院法務委員会会議録第 21 号 18 頁（平 30. 7. 5）



## ウ 配偶者との死別と離別とで夫婦共有財産の取扱いが異なる理由

離婚による財産分与の場合、夫婦が協力して築いた財産において夫婦の寄与度が2分の1ずつと判断されることが多いが、相続の場合、相続財産の中に夫婦が協力して築いた財産があってもその2分の1が他方配偶者に帰属するように分配されない。このように、配偶者との死別と離別とで夫婦共有財産の取扱いが大きく異なる理由について、法務省から「配偶者の相続権の根拠については様々な見解があるが、一般的には、実質的夫婦共有財産の清算あるいは配偶者の生活保障といったことが挙げられている。そういった意味では、配偶者の相続権と離婚における財産分与はその根拠に共通性があると言われている。もっとも、ある財産が実質的夫婦共有財産であるか否かという点については、離婚における財産分与の場合には、離婚の当事者がいるので、両当事者がそれぞれ主張、立証を尽くすことが可能である。これに対して、死別による清算、すなわち相続の場面においては、その婚姻関係の当事者の一方が既に死亡しており、十分な資料がそろわずにその点の事実認定が困難である。また、相続の場面では、被相続人の債権者等第三者の利益にも配慮する必要がある、一般に紛争当事者が離婚の場合よりも多くなることから、権利関係を画一的に処理する必要性が高いものと言える。そこで、現行の相続制度では、配偶者の具体的な貢献の程度は寄与分の中で考慮され得るにすぎず、基本的には法定相続分によって形式的、画一的に遺産の分割を行うこととされている」旨の答弁があった<sup>20</sup>。

## エ 法制審議会で検討された実質的夫婦共有財産が採用されなかった理由

部会で検討された、実質的夫婦共有財産<sup>21</sup>については配偶者が遺産分割に先立って清算を求めることができるとする考え方が今回の相続法改正では採用されなかった理由について、法務省から「このような方向性は、遺産の維持又は増加に対する貢献が大きい配偶者についてはその相続分を引き上げるべきではないかという問題意識に基づくものだったが、部会においては、実質的夫婦共有財産に当たるか否かの判断は必ずしも容易ではなく、このような概念を用いて配偶者の貢献の程度を実質的に考慮しようとする、相続をめぐる紛争が過度に複雑化、長期化することになるのではないかと強い懸念が示された。また、パブリック・コメントにおいても同様の問題点が指摘され、これに反対する意見が多数を占めた。こういった理由で、遺産分割に先立って実質的夫婦共有財産の清算を求めることができるようにするという考え方は採用しなかった」旨の答弁があった<sup>22</sup>。

## (2) 配偶者居住権

### ア 対象が法律婚の配偶者に限定された経緯

<sup>20</sup> 第196回国会参議院法務委員会会議録第19号14頁(平30.6.28)

<sup>21</sup> 夫婦の一方がその婚姻中に他方の配偶者の協力を得て形成又は維持した財産をいう(「民法(相続関係)等の改正に関する中間試案の補足説明」(平成28年7月法務省民事局参事官室)15頁参照)。

<sup>22</sup> 第196回国会参議院法務委員会会議録第19号14~15頁(平30.6.28)

配偶者居住権の対象が法律婚の配偶者に限定され、事実婚が対象から外れた経緯について、法務省から「配偶者居住権の帰属主体を配偶者に限定しているのは、夫婦は相互に同居、協力、扶助義務を負うなど、民法上最も密接な関係にある親族として構成されており、一方の配偶者の死亡により残された配偶者の生活を保障すべき必要性が典型的に高いことなどを考慮したものである。配偶者居住権は基本的には遺産分割等における選択肢を増やす趣旨で創設したものであり、事実婚の配偶者はそもそも相続権を有していないので、このような前提を見直さない限り、遺産分割によって事実婚の配偶者に配偶者居住権を取得させることはできない。また、相続の手続は被相続人が残した財産を親族間で分配するものであるために一般的に紛争性が高いと言われているが、現行法の下では、相続人の範囲をめぐる紛争は少ない。しかし、仮に事実婚の配偶者にも相続権を認めるなどして配偶者居住権の取得を認めることとすると、その事実婚の配偶者に当たるか否かをめぐって紛争が複雑化、長期化するおそれもあると考えられる。これらを考慮して、本法律案では配偶者居住権の権利主体を法律上の配偶者に限定することとした」旨の答弁があった<sup>23</sup>。

## イ 配偶者居住権と登記

配偶者居住権の登記をすることなく居住していた配偶者は配偶者居住権を主張できるか否かについて、法務省から「配偶者は、配偶者居住権の設定の登記を備えなければ、その後に配偶者の居住建物をほかの相続人から購入した者などの第三者に対して配偶者居住権を対抗することができない。したがって、設定の登記がされていなかった場合、その第三者が配偶者居住権が存在していることを知っていた場合でも、配偶者は原則として当該第三者に対して配偶者居住権の取得を主張することができない」旨の答弁があった<sup>24</sup>。

また、配偶者居住権が未登記である場合の配偶者の保護策について、法務省から「配偶者居住権については、登記以外に、例えば建物の賃借権と同様その建物の引渡しを対抗要件とすることも考えられる。しかし、配偶者居住権が無償で建物を使用できる権利であることから、第三者に権利の内容を適切に公示すべき必要性が高いものと考えられる。また、配偶者居住権については、相続開始時に配偶者がその建物に居住していたことが成立要件とされているために、建物の引渡しを対抗要件として認めたとしても、その建物の外観上は何らの変化もないこととなり、公示手段としては極めて不十分になると考えられる。このようなことから、配偶者居住権については建物の引渡しを対抗要件として認めることはしていない」旨の答弁があった<sup>25</sup>。

## ウ 居住建物の建替えと配偶者居住権

居住していた建物を建て替えた場合の配偶者居住権について、法務大臣政務官から「居

<sup>23</sup> 第196回国会参議院法務委員会会議録第19号11～12頁（平30.6.28）

<sup>24</sup> 第196回国会参議院法務委員会会議録第19号3頁（平30.6.28）

<sup>25</sup> 同上

住建物が滅失した場合には、配偶者居住権は消滅する。建替えということで、居住建物を取り壊して新たに建物を新築する場合には配偶者居住権は消滅することとなる。もっとも、居住建物の所有者は、配偶者居住権を有する配偶者に対して居住建物を使用及び収益させる義務を負っているため、配偶者の意思に反して居住建物を取り壊すことはできない。また、居住建物が老朽化しているため近いうちに建替えが予想されるなどの事情がある場合には、そのような事情を十分に配慮した上で配偶者居住権の存続期間を定めるということが通常であると思われる。そういったことから、配偶者居住権が設定される建物が建て替えられる場合に、この配偶者居住権が消滅することとしても、その建替えの際に、例えば新築建物に対して借家権を設定することに基づいて建替えに同意してもらおう等様々なことが可能であり、配偶者に酷な結果が生ずるおそれはないと考える」旨の答弁があった<sup>26</sup>。

## エ 賃貸住宅に居住する配偶者の居住権の保護

配偶者居住権は被相続人の財産に属した建物について認められるものであり、賃貸住宅に居住していた場合には配偶者居住権は取得できない。賃貸住宅に居住していた配偶者の居住権を保護する方法の有無について、法務省から「配偶者は、遺産分割において建物の借家権を取得すれば、それに基づいて建物に住み続けることができる。配偶者が被相続人とともに借家に居住していた場合で相続開始後も引き続きその借家での生活を続けたいと希望しているときは、遺産分割においても、通常その配偶者が借家権を取得することとなるものと考えられる。すなわち、相続人間で借家権の帰属を含めて遺産分割の協議が調わない場合には、家庭裁判所の審判によってその帰属が決められることとなるが、民法上、遺産の分割は遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮してしなければならないとされており、配偶者が借家に居住していて今後もそれを希望していると、その事情は、遺産分割における財産の帰属を定めるに当たり重要な考慮要素になると考えられる。また、その建物の賃借権は一般的に財産的な価値が乏しいことから、その建物の所有権を取得する場合と異なり、その価値を圧縮する手段を設ける必要性も乏しいと考えられる。こういったことを考慮して、賃貸物件に居住していた場合については、この法案上は特段の措置を講じていないが、遺産分割における適切な処理というものが期待できるものと思っている」旨の答弁があった<sup>27</sup>。

### (3) 遺産分割（預貯金債権の仮払い制度と最高裁判所の判例）

平成 28 年 12 月 19 日の最高裁判所決定で、遺産分割が終了するまで共同相続人単独では遺産に属する預貯金債権の払戻しができないこととされたが、今回の相続法改正では、一定額については遺産分割前に共同相続人単独で遺産に属する預貯金債権の払戻しを認める制度を創設することについて、法務省から「預貯金債権を遺産分割の対象とす

<sup>26</sup> 第 196 回国会参議院法務委員会会議録第 21 号 9～10 頁（平 30. 7. 5）

<sup>27</sup> 第 196 回国会参議院法務委員会会議録第 19 号 4 頁（平 30. 6. 28）

ることで公平な分割を可能とすることが最高裁判所の判例の一つの理由である。そのようなことが可能となった反面、この判例によると、例えば被相続人の葬儀費用や相続人の当面の生活費を支出する必要がある場合等、緊急な資金需要がある場合であっても、遺産分割が終わるまでの間、全員の同意が得られない限り払戻しをすることができないという不都合が新たに生ずることとなる。したがって、本法律案においては、最高裁判所の判例変更を前提としつつ、それによって新たに生ずる不都合を解消するために仮払いの制度等の方策を設けることとしたものである」旨の答弁があった<sup>28</sup>。

#### (4) 遺留分

##### ア 遺留分減殺請求権を金銭債権化する理由

遺留分減殺請求権を金銭債権化する理由について、法務大臣から「現行法上は、遺留分権利者がその権利を行使すると、遺贈又は贈与の一部が当然に無効となり、遺贈等の目的財産は遺留分権利者と遺贈等を受けた者との間で共有になることが多いが、このような帰結は、遺贈等の目的財産が事業用財産であった場合に円滑な事業承継を困難にし、また、共有関係の解消をめぐる新たな紛争を生じさせることになる」と指摘されている。現行の遺留分制度は遺留分権利者の生活保障等を目的とするものであり、このような制度趣旨に照らしても遺留分権利者に遺留分侵害額に相当する金銭を取得させることで十分であると考えられる。そこで、本法律案においては、遺留分権利者がその権利を行使することにより金銭債権が発生することとした」旨の答弁があった<sup>29</sup>。

##### イ 金銭の支払に対する期限の許与

今回の相続法改正では、金銭債権化された遺留分減殺請求権について、裁判所は、受遺者又は受贈者の請求により、負担する債務の全部又は一部について相当の期限を許与することができることとされている。期限の許与がなされる場合及び相当の期限の具体例について、法務省から「裁判所が受遺者又は受贈者の請求によって相当の期限を許与することができる」とされているのは、遺留分権利者から金銭請求を受けた受遺者等が直ちに金銭を準備できない場合の不都合を解消することを目的としている。したがって、最終的には個々のケースにおける裁判所の判断ということになるものの、例えば、遺贈等の目的財産が直ちには換価することが難しい財産であって、受遺者等に十分な資力がない場合には、この期限の許与の規律の適用があり得るものと考えられる。また、許与される相当の期限についても個々のケースにおける裁判所の判断ということになるが、受遺者等の資力や遺贈の目的財産等を売却するなどして資金を調達するのに要する通常の期間などを考慮した上で適切な期間が定められることになるものと考えられる」旨の答弁があった<sup>30</sup>。

また、「債務の一部の支払につき相当の期限を許与することができる」という改正相続

<sup>28</sup> 第196回国会参議院法務委員会会議録第19号7頁(平30.6.28)

<sup>29</sup> 第196回国会参議院法務委員会会議録第21号1頁(平30.7.5)

<sup>30</sup> 第196回国会参議院法務委員会会議録第21号2頁(平30.7.5)



法の規定は遺留分減殺請求権の分割払を認める趣旨か否かについて、法務省から「明示的に分割払を許容する規定にはなっていないが、最終的には個々のケースにおける裁判所の判断となるものの、その一部の支払について相当の期限を許与することができることとなっているので、例えば、1,000万円の金銭債務のうち500万円については平成32年4月末日まで期限を許与し、残りの500万円については平成33年4月末日まで期限を許与するというような裁判をすることも規定上否定はされていない。したがって、このような手法を取ることによって事実上分割払と異なる支払を命ずる余地があるものと考えられる」旨の答弁があった<sup>31</sup>。

## (5) 特別の寄与

被相続人に無償で療養看護等をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした者に認められる特別寄与料の請求権者が被相続人の親族に限定されている背景及び理由について、法務省から「法制審議会における調査審議において、相続をめぐる紛争の複雑化、長期化を懸念する指摘がされており、そのような事態をできる限り防止するためには請求権者の範囲を限定する必要性が高いと考えられた。また、この制度は、被相続人と近い関係にある者が被相続人の療養看護等をした場合には、被相続人との間で報酬の契約を締結するなどの対応が典型的に困難であることに鑑み、これらの者の利益を保護することを目的とするものであり、請求権者の範囲を限定することには合理性があると考えられた。これらの点を考慮して、特別の寄与に関する請求権者の範囲は被相続人の親族に限定することとしたものである」旨の答弁があった<sup>32</sup>。

また、特別寄与料の請求権者を親族に限定したのは、親族に介護を担わせる趣旨か否かについて、法務省から「特別の寄与の制度は、相続人でない親族が被相続人の療養看護等の貢献をした場合に遺産の分配にあずかれないのは不公平であるといった指摘があること等を踏まえて、実質的公平を実現することを目的として創設するものであり、この制度の請求権者に当たる者が療養看護等を行うことを期待して制度設計をしたものではなく、むしろ、法制審議会においては、このような制度を設けることによって、高齢者の介護を家族に担わせる方向に誘導する趣旨があるかのようなメッセージ性を持つことに懸念を示した委員、幹事が多く、この法律案が成立した場合には、その制度趣旨について適切に周知を行うよう要望がされた」旨の答弁があった<sup>33</sup>。

## (6) 遺言

### ア 遺言書保管法により保管した遺言書について検認を不要とする趣旨

遺言書保管法では、同法に基づき保管された自筆証書遺言については家庭裁判所による検認を不要としているが、その趣旨について、法務大臣から「民法第1004条第1項で遺言書の保管者や遺言書を発見した相続人に遺言書を家庭裁判所に提出して検認を請求

<sup>31</sup> 第196回国会参議院法務委員会会議録第21号2～3頁(平30.7.5)

<sup>32</sup> 第196回国会参議院法務委員会会議録第19号3頁(平30.6.28)

<sup>33</sup> 第196回国会参議院法務委員会会議録第21号14頁(平30.7.5)



することを義務付けている趣旨は、検認時における遺言書の状態の確認、その証拠の保全にある。今回の制度については、遺言書保管所に保管されることとなる遺言書について遺言書保管官が厳重に保管することから、保管開始以降、偽造、変造等のおそれがなく保存が確実であるため、検認を不要とすることとした」旨の答弁があった<sup>34</sup>。

#### イ 相続人が遺言書の保管を知らない場合

遺言書保管法では、遺言書を保管しただけではそのことを相続人に通知する仕組みにはなっていないため、遺言書を保管したにもかかわらず、その存在に気付かれないまま相続が処理されるおそれがある。この点について、法務大臣から「遺言書保管官は、保管の申請に係る遺言書を保管するに当たり、遺言者に対して保管を証する書面を交付することを予定している。また、遺言者の相続人については、遺言者が作成した遺言書が遺言書保管所に保管されているか否かについて、遺言者が死亡していれば、遺言書保管事実証明書の交付の請求をすることにより遺言書の保管の有無を調べることができる」としている。これらの仕組みにより、遺言者の死亡後に遺言書が保管されていることを誰も把握できないといった事態は生じないものと考えられる」旨の答弁があった<sup>35</sup>。

#### ウ 遺言書の効力について

現行法上、公正証書遺言があっても、例えば、それ以降に作成された自筆証書遺言が自宅に保管されていた場合、自宅で保管されていた遺言書の効力が認められる。このように、公的機関が関与した遺言書であっても必ずしも効力が認められるとは限らないことについて、法務省から「例えば公正証書遺言よりも後に自筆証書遺言が作成された場合、その内容が抵触するときには後の遺言の効力が認められるということになり、この点については遺言の有効性をめぐる紛争が生じやすくなるなどの問題はあると考えられるが、遺言者の遺言の自由、最終意思を尊重するという観点から遺言の撤回を制限することとはしておらず、また、遺言書保管所において保管された遺言書についても、同様の観点から遺言の撤回を制限することとはしていない」旨の答弁があった<sup>36</sup>。

また、後から有効な遺言書が見つかる事態を避けるため、自筆証書遺言の保管を義務付けてそれを遺言の有効要件としたらどうかという考えについて、法務省から「自筆証書遺言については、公正証書遺言や秘密証書遺言に比べて簡易に作成することができるという利便性にメリットがあり、遺言書保管制度の利用を義務付けるなどその有効要件を厳しくすると、そのような自筆証書遺言の利便性を損なって遺言制度の利用促進という改正の目的に反することにもなりかねないと思われる。自筆証書遺言の保管方法については特段の定めがないので、相続人等が自筆証書遺言の存在に気が付かないおそれもあり、この法律案が成立した場合には、できるだけ遺言書保管制度が利用されるように、

<sup>34</sup> 第 196 回国会参議院法務委員会会議録第 19 号 8 頁（平 30. 6. 28）

<sup>35</sup> 第 196 回国会参議院法務委員会会議録第 21 号 10 頁（平 30. 7. 5）

<sup>36</sup> 第 196 回国会参議院法務委員会会議録第 21 号 18 頁（平 30. 7. 5）

この制度の周知に努めていきたい」旨の答弁があった<sup>37</sup>。

## エ 遺言書を自書できない場合の配慮の有無

今回の相続法改正では自筆証書遺言の方式が緩和され、財産目録については自書を要しないこととなるが、病気等の事情により、そもそも遺言書を自書できない場合の配慮の有無について、法務省から「改正後も、自筆証書遺言については、財産目録以外の部分は全て自書して署名押印する必要がある、また、財産目録にもその各ページに署名押印をしなければならない。病気等の身体的な事情によって自書することができない場合、まず、公正証書遺言の方式によることが考えられる。この方式によると、公証人に対する手数料などの費用は発生するが、遺言者の自書を要せずに遺言することができることとなる。また、署名のみは自分であることができる場合であれば、秘密証書遺言によることも考えられる」旨の答弁があった<sup>38</sup>。

## オ デジタル遺言について

我が国に紙の遺言書を必要とせずに電子情報だけで完結するデジタル遺言を導入する予定について、法務省から「デジタル遺言書の制度についての主な課題は、その遺言者の真意により作成されたものであることを適正に担保する仕組みをいかにして設けるかという点が挙げられる。したがって、将来的な技術の確立により、例えば、遺言者本人しか入力することができず、またそのことが客観的に明確となるようなシステムを導入するなどの方法により当該遺言書が本人の真意により作成されたものであることが担保されるのであれば、デジタル遺言書の導入についても将来的な課題として検討の余地はあるものと考えられる」旨の答弁があった<sup>39</sup>。

## (7) その他

### ア 法律婚以外のカップルに相続と同様の法的保護を与えることについて

夫婦同然の生活をしてきた同性カップルにも法律婚の夫婦と同様に相続という法的保護を与えることについて、法務省から「相続は、被相続人の権利義務を相続人が包括的に承継することを内容とするものであり、被相続人に債権を有していた者や債務を負っていた者にとっても、被相続人の権利義務がどのように承継されるかについて重大な利害関係を有している。したがって、誰が相続人であるかは、これらの第三者にもできる限り明確かつ画一的に判断することができるようにする必要がある。法律上の婚姻は届出によってその効力が生ずることとされており基準が明確であるが、我が国では法律上同性婚は認められておらず、同性婚関係にあることを一律に公示する制度もないため、仮に同性婚のカップルに相続を認めるとすると、相続人の範囲を直ちに判断することができなくなり相続をめぐる紛争が複雑化、長期化し、相続債権者等の利害関係人までもが

<sup>37</sup> 第196回国会参議院法務委員会会議録第21号3頁(平30.7.5)

<sup>38</sup> 第196回国会参議院法務委員会会議録第19号4～5頁(平30.6.28)

<sup>39</sup> 第196回国会参議院法務委員会会議録第21号4頁(平30.7.5)

紛争に巻き込まれて不測の損害を受けるおそれがあるなどの問題が生じる。我が国において法律上同性婚を認めることとすればこのような問題はなくなるが、同性婚を認めるべきか否かは我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり慎重な検討を要すると考える。同性婚の関係にある者は相互に相続権は持たないが、遺言を活用すれば、その貢献に報いたり、その生活を保護する措置を講じたりすることが可能である」旨の答弁があった<sup>40</sup>。

## 5. おわりに

昨年、約 120 年ぶりに債権法が抜本的に改正され、今年は、民法制定以来初めて成年年齢が引き下げられ、また、約 40 年ぶりに相続法が大きく改正された。このように、近年、民法において重要な改正が続いているが、相続は誰にとっても身近な問題であり、国民の関心も高い分野である。そのため、その改正内容については、法務大臣等から重ねて答弁があったように、国民への丁寧な周知が極めて重要である。

また、新たに創設される自筆証書遺言の保管制度については、遺言書の保管を行う遺言書保管所として指定される法務局<sup>41</sup>や遺言書の保管、閲覧等に関する手数料はまだ決まっておらず、この制度が利用者にとって身近で使いやすいものになるのか、引き続き注視していく必要がある。

(すずき たつや)

---

<sup>40</sup> 第 196 回国会参議院法務委員会会議録第 21 号 4 頁 (平 30. 7. 5)

<sup>41</sup> 自筆証書遺言を保管する遺言書保管所は全法務局のうち法務大臣が指定するものであるが、法務局は全国に 416 か所ある (法務省組織令 (平成 12 年政令第 248 号) 第 70 条及び別表第一並びに法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則 (平成 13 年法務省令第 12 号) 別表参照) ため、遺言書保管所は 416 か所以下となる。これに対し、公証役場は全国に 285 か所 (日本公証人連合会ホームページ<<http://www.koshonin.gr.jp/list/>>参照) あり、少なくとも国民のアクセスという点では、公証役場で行う公正証書遺言の作成と比べて特に利便性が高いとはいえない。